

(案)

流行審第 号
平成27年7月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市行政区域制度審議会
会 長 山崎 正治西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の
変更の修正案について（答申）

本審議会は、平成27年6月30日付け流総第40号で諮問のありました「西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正案について」の審議を終えましたので、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市行政区域制度審議会（以下「審議会」といいます。）は、流山市長の委嘱を受けて、平成25年8月19日に発足しました。同日付け文書（流総第98号）によって諮問を受け、その後3回の審議を経て、平成26年2月10日付け文書（流行審第3号）で答申を行いました。

その際に、答申書の中で、思井自治会や地権者からの強い要望もあり、「今後、鱒ヶ崎・思井地区の区画整理事業において、区画道路等の形状の変更が行われる場合は、再度当該区域に係る字の区域及び名称の変更の見直しを検討し、貴職から諮問をいただくことを望む」との記載がありました。

今回、鱒ヶ崎・思井地区の区画整理事業において、区画道路や緑地形状の見直しが行われたことから、前回の答申内容に沿い、平成27年6月30日付け文書（流総第40号）によって、「西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正案について」の諮問を受けたものです。

諮問書によれば、審議会に意見を求める事項として、市において西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更につい

て、修正案を作成したので、意見を求めるものとされています。

2 審議会の開催状況

(1) 第4回会議 平成27年6月30日 諮問及び修正案について審議

(2) 第5回会議 平成27年7月28日 答申案について審議

審議会は、12名の地域からの代表と5名の関係機関の代表で組織し、上記のと通りの審議を経て、結論を得たので答申するものです。

3 答 申

前回の答申において、鱈ヶ崎一丁目及び鱈ヶ崎二丁目となっていた地区の一部について、新設道路や緑地を基準として字界を定め、思井一丁目とするものです。

字界は、将来的に変更されることがなく、市民誰が見ても一目でわかりやすい道路を基準にするべきではという意見もありましたが、字界となる緑地は、市の公共地物であり、将来的に変更されることがないことや地域の歴史及び思井並びに鱈ヶ崎に住む当該地域住民の慣れ親しんできた名称に対する思いを尊重して、諮問を受けた際に市が作成した案に同意するものです。

また、宮園1丁目についても、当該部分の境界上の宅地の字の一元化を図れることから、諮問を受けた際に市が作成した案に同意するものです。

なお、思井一丁目については、従前の思井が、西平井・鱈ヶ崎地区及び鱈ヶ崎・思井地区の区画整理事業と運動公園周辺地区の区画整理事業に跨っていることから、運動公園周辺地区に対する行政区域制度審議会を開催し、審議する際に、思井一丁目についても併せて調整し、検討されることを望みます。